

議 会 運 営 委 員 会 日 程

日 時 令和3年8月27日（金）

午後3時30分

場 所 第1議会委員会室

1 9月定例会の運営について

(1) 議案等とその処理について

○ 市長提出議案 (資料 1)

| | 専決 | 単行 | 条例 | 予算 | 認定 | 報告 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|
| 初 日 提 案 | — | 7 | 6 | 2 | — | 2 | 17 |
| 追 加 提 案 | — | ※3 | — | — | 8 | 9 | 20 |
| 計 | — | 10 | 6 | 2 | 8 | 11 | 37 |

※（9月27日提案予定）

- ・教育委員会委員の任命について
- ・公平委員会委員の選任について

○ 上記以外の追加案件（9月27日提案予定）

- ・個人情報保護審査会委員の委嘱について

○ 請 願 1件 (資料 2)

(2) 一般質問について (資料 3)

(3) 請願・陳情付託一覧表について (資料 4)

(4) 会期並びに運営日割（案）について (資料 5)

※ 9月 1日（水） 「本会議終了後 広報広聴委員会」を追加

※ 9月13日（月） 「議会運営委員会終了後 議会改革推進会議」を追加

※ 9月27日（月） 「決算特別委員会終了後 議会史編さん委員会」を追加

- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる9月定例会の対応について
(資料 6)

2 決算特別委員会について

- (1) 委員定数について (資料 7)
- (2) 委員の氏名報告について
9月17日(金) 午後5時まで
※歴代正副委員長について
- (3) 決算関係資料の配付について 9月15日(水) 予定

3 その他

- (1) 常任委員会の報告案件(予定)について (資料 8)
- (2) 全国市議会議長会からの依頼について (資料 9)
- (3) 議員定数について (資料10, 11)
- (4) 一般質問への対応に関する調査結果について (資料12)
- (5) 行政改革等特別委員会の開催について
8月30日(月) 午前9時30分 第1議会委員会室
- (6) その他

令和3年9月藤沢市議会定例会提出議案一覧表

| 区 分 | 件 名 及 び 概 要 | 主 管 | 処 理 |
|---------|---|-------|-----------------------------|
| 議案第 33号 | 藤沢市スポーツ都市宣言について 私たちが愛する藤沢のまちが、スポーツを楽しむ市民であふれ、生き生きとしたにぎわい豊かなまちになるよう、市民一人ひとりが多様性を尊重し、元気にスポーツをすることで、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフの実現をめざし、オリンピック・レガシーを未来へ繋ぐため、「スポーツ都市」を宣言する。 宣言日 令和3年10月1日 | 生涯学習部 | 即 決 |
| 議案第 34号 | 財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋等) 取得財産 災害備蓄用簡易トイレ処理袋50,280セット等 相手方 有限会社関根商店 取得価格 54,175,880円 取得時期 令和4年3月25日 | 財 務 部 | 即 決 |
| 議案第 35号 | 財産の取得について (災害備蓄用毛布) 取得財産 災害備蓄用毛布4,550枚 相手方 有限会社板垣商店 取得価格 22,322,300円 取得時期 令和4年3月25日 | 財 務 部 | 即 決 |
| 議案第 36号 | 工事請負契約の変更契約の締結について (藤沢聖苑北側斜面地対策工事) 契約の相手方 株式会社西尾建設 変更内容 契約金額 増額分7,249,000円 | 財 務 部 | 即 決 (議決は 第3日) |
| 議案第 37号 | 市道の認定について 鶴沼947号線ほか8路線を認定する。 | 道路河川部 | 建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託 |
| 議案第 38号 | 市道の廃止について 鶴沼260号線ほか5路線を廃止する。 | 道路河川部 | 建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託 |
| 議案第 39号 | 指定管理者の指定について 管理を行わせる公の施設 藤沢駅北口路上自転車駐車場 指定管理者となる団体 公益財団法人藤沢市まちづくり協会 指定の期間 2021年(令和3年)12月1日から 2022年(令和4年)3月31日まで | 道路河川部 | 即 決 |

| 区 分 | 件 名 及 び 概 要 | 主 管 | 処 理 |
|---------|--|---------|-------------------------|
| 議案第 40号 | 藤沢市市民センター条例の一部改正について 改築した善行市民センター体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める。 施行日 令和4年4月1日 | 市民自治部 | 総 務 常任委員会 付 託 |
| 議案第 41号 | 藤沢市市税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことを受けて、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割に係る特例の見直し等に伴い、所要の改正をする。 施行日 第1条の規定は公布の日、第2条の規定は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日 | 財 務 部 | 総 務 常任委員会 付 託 |
| 議案第 42号 | 藤沢市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正され、旅客特定車両停留施設の構造の基準が定められるとともに、基準の対象に自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路が追加されたこと等に伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日 | 道路河川部 | 即 決 |
| 議案第 43号 | 藤沢市市営住宅条例の一部改正について 老朽化した唐池住宅の供用を廃止する。 施行日 公布の日 | 計画建築部 | 即 決 |
| 議案第 44号 | 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日 | 子ども青少年部 | 即 決 |
| 議案第 45号 | 藤沢市公民館条例の一部改正について 改築した藤沢市善行公民館体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める。 施行日 令和4年4月1日 | 生涯学習部 | 子ども文教 常任委員会 付 託 |
| 議案第 46号 | 令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第4号） | 財 務 部 | 補 正 予 算 常任委員会 付 託 |
| 議案第 47号 | 令和3年度藤沢市墓園事業費特別会計補正予算（第1号） | 福 祉 部 | 補 正 予 算 常任委員会 付 託 |

| 区 分 | 件 名 及 び 概 要 | 主 管 | 処 理 |
|---------|--|---------|---------|
| 報告第 18号 | 継続費の精算報告について（令和2年度藤沢市一般会計） 善行市民センター改築事業, 環境事業センター整備事業, 市道新設改良事業等について精算報告をする。 | 財 務 部 | 報 告 終 了 |
| 報告第 19号 | 継続費の精算報告について（令和2年度藤沢市下水道事業 費特別会計） 南部処理区管渠建設事業及び大清水浄化センター建設事 業について精算報告をする。 | 下 水 道 部 | |

| 区 分 | 件 名 及 び 概 要 | 主 管 | 処 理 |
|---------|---|---------|------------------------|
| 認定第 1号 | 令和2年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定について | 財 務 部 | 令和2年度 決算特別 委員会付託 |
| 認定第 2号 | 令和2年度藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 都市整備部 | |
| 認定第 3号 | 令和2年度藤沢市墓園事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 福 祉 部 | |
| 認定第 4号 | 令和2年度藤沢市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 福 祉 部 | |
| 認定第 5号 | 令和2年度藤沢市湘南台駐車場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 道路河川部 | |
| 認定第 6号 | 令和2年度藤沢市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 福 祉 部 | |
| 認定第 7号 | 令和2年度藤沢市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算の認定について | 福 祉 部 | |
| 議案第 48号 | 令和2年度藤沢市下水道事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について | 下 水 道 部 | |
| 認定第 8号 | 令和2年度藤沢市民病院事業会計決算の認定について | 市 民 病 院 | |

| 区 分 | 件 名 及 び 概 要 | 主 管 | 処 理 |
|---------|---|---------|------|
| 報告第 20号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 財 務 部 | 報告終了 |
| 報告第 21号 | 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の経営状況について 令和2年度決算報告 | 生涯学習部 | 報告終了 |
| 報告第 22号 | 一般財団法人藤沢市開発経営公社の経営状況について 令和2年度決算報告 | 計画建築部 | |
| 報告第 23号 | 藤沢市土地開発公社の経営状況について 令和2年度決算報告 | 計画建築部 | |
| 報告第 24号 | 株式会社藤沢市興業公社の経営状況について 令和2年度決算報告 | 環 境 部 | |
| 報告第 25号 | 公益財団法人藤沢市まちづくり協会の経営状況について 令和2年度決算報告 | 計画建築部 | |
| 報告第 26号 | 公益財団法人藤沢市みらい創造財団の経営状況について 令和2年度決算報告 | 子ども青少年部 | |
| 報告第 27号 | 公益財団法人藤沢市保健医療財団の経営状況について 令和2年度決算報告 | 健康医療部 | |
| 報告第 28号 | 公益財団法人湘南産業振興財団の経営状況について 令和2年度決算報告 | 経 済 部 | |

議会提出議案（請願）

令和3年9月定例会

| 番 号 | 件 名 | 処 理 |
|------------|---|-----|
| 請願 3 第 1 号 | 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を再度国に提出することを求める請願 | 即 決 |

一般質問通告者一覧表

令和3年9月定例会

| 通告順 | 議席番号 | 氏名 | 発言方法 | 備考 |
|-------|------|-------|------|----|
| 通告1番 | 25番 | 平川和美 | 一問一答 | |
| 通告2番 | 13番 | 清水竜太郎 | 一問一答 | |
| 通告3番 | 14番 | 栗原貴司 | 一問一答 | |
| 通告4番 | 19番 | 友田宗也 | 一問一答 | |
| 通告5番 | 16番 | 北橋節男 | 一問一答 | |
| 通告6番 | 24番 | 佐野洋 | 一問一答 | |
| 通告7番 | 1番 | 土屋俊則 | 一問一答 | |
| 通告8番 | 15番 | 松長由美絵 | 一括質問 | |
| 通告9番 | 23番 | 甘粕和彦 | 一問一答 | |
| 通告10番 | 17番 | 山口政哉 | 一問一答 | |
| 通告11番 | 26番 | 東木久代 | 一問一答 | |
| 通告12番 | 3番 | 山内幹郎 | 一問一答 | |
| 通告13番 | 5番 | 原田建 | 一問一答 | |

請願・陳情付託一覧表（令和3年9月定例会）

| | |
|---|--|
| 建設経済常任委員会（9月6日） | |
| 厚生環境常任委員会（9月7日） | |
| （陳情） ◎ 3第 4号 2022（令和4）年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情 | |
| 子ども文教常任委員会（9月8日） | |
| 総務常任委員会（9月9日） | |
| （陳情） ◎ 3第 3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 ◎ 3第 5号 G7はじめ各国に続き、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為を「ジェノサイド」と認定すること及び中国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書を国会及び政府に対して提出する陳情 | |
| 議会運営委員会（9月13日） | |

（参考） 委員会付託を省略する請願

3第 1号 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を再度国に提出することを求める請願

（参考） 写しを配付した陳情

※ 請願者または陳情者の意見陳述を行うものは、◎（二重丸）を表示しています。

令和3年9月定例会運営日割（案）

資料 5 番

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会 議 名 | 備 考 |
|-------|---|----------------|----------------------|---------------------|
| 9月 1日 | 水 | 9:30 | 議会運営委員会 | 議案等上程説明聴取 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| | | 本会議終了後 | 広報広聴委員会 | |
| 2日 | 木 | | | 休 会（議案等質疑通告正午まで） |
| 3日 | 金 | 9:30 | 議会運営委員会 | 議案等質疑 一部議決 委員会付託 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| | | 本会議終了後 | 藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 | |
| 4日 | 土 | | | 休 会 |
| 5日 | 日 | | | 休 会 |
| 6日 | 月 | 9:30 | 建設経済常任委員会 | |
| 7日 | 火 | 9:30 | 厚生環境常任委員会 | |
| 8日 | 水 | 9:30 | 子ども文教常任委員会 | |
| 9日 | 木 | 9:30 | 総務常任委員会 | |
| 10日 | 金 | 9:30 | 補正予算常任委員会 | |
| 11日 | 土 | | | 休 会 |
| 12日 | 日 | | | 休 会 |
| 13日 | 月 | 9:30 | 議会運営委員会 | |
| | | 議会運営委員会 終了後 | 議会改革推進会議 | |
| 14日 | 火 | | | 休 会 |
| 15日 | 水 | 9:30 | 議会運営委員会 | 常任委員会等報告 議決 一般質問 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| 16日 | 木 | 9:30 | 議会運営委員会 | 一般質問 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| 17日 | 金 | 9:30 | 議会運営委員会 | 一般質問 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| 18日 | 土 | | | 休 会 |
| 19日 | 日 | | | 休 会 |
| 20日 | 月 | | | 休 会（敬老の日） |

| | | | | |
|--------|---|----------------|-----------|----------------------------------|
| 21日 | 火 | 9:30 | 議会運営委員会 | 一般質問 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| 22日 | 水 | 9:30 | 議会運営委員会 | 一般質問 令和2年度決算上程説明・出資法人経営状況報告聴取 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| 23日 | 木 | | | 休 会 (秋分の日) |
| 24日 | 金 | | | 休 会 (決算・出資法人経営状況質疑 通告正午まで) |
| 25日 | 土 | | | 休 会 |
| 26日 | 日 | | | 休 会 |
| 27日 | 月 | 9:30 | 議会運営委員会 | 決算・出資法人経営状況質疑 決算特別委員会設置・付託 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| | | 本会議終了後 | 決算特別委員会 | |
| | | 決算特別委員会 終了後 | 議会史編さん委員会 | |
| 28日 | 火 | 9:30 | 決算特別委員会 | |
| 29日 | 水 | 9:30 | 決算特別委員会 | |
| 30日 | 木 | 9:30 | 決算特別委員会 | |
| 10月 1日 | 金 | 13:30 | 決算特別委員会 | (令和3年度藤沢市表彰式) |
| 2日 | 土 | | | 休 会 |
| 3日 | 日 | | | 休 会 |
| 4日 | 月 | 9:30 | 決算特別委員会 | |
| 5日 | 火 | 9:30 | 決算特別委員会 | |
| 6日 | 水 | | | 休 会 |
| 7日 | 木 | 9:30 | 議会運営委員会 | 決算特別委員会報告・議決 追加議案上程説明・議決 |
| | | 10:00 | 本 会 議 | |
| | | 本会議終了後 | 広報広聴委員会 | |

会 期 9月 1日～10月 7日 37日間

※なお、会期中の諸会議の開催通知は、この運営日割をもつてかえますのでご承知おきください。

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる 9 月定例会の対応について

国、県及び市内における新型コロナウイルスの急激な感染拡大の状況を受け、その防止の観点から、令和 3 年 9 月定例会の開催にあたり次の対策を講じる。

(7 月 22 日市議会感染症対応指針に基づき対策会議でステージ 5 (拡大期)に引き上げ)
(7 月 30 日政府により特措法に基づき神奈川県を含む 1 府 3 県に緊急事態宣言が発出)

※ 感染予防に対する基本的な考えについて

- ・新型コロナウイルス感染症の感染経路は「空気感染」ではなく、「飛沫感染」、「接触感染」によるもの。従って、その特性を理解し、感染予防対策を行うことが重要である。
- ・その特性により、環境がリスクとなる。
 - ①換気の悪い空間（密閉）
 - ②人が密に接する場所（密接）
 - ③集団で集まること（密集）
- ・具体的な感染予防対策としては、
 - ①部屋の換気・定期的な空気の入れ替えを行う。
 - ②会議の時間を短くするための工夫をする。
 - ③人と人とが一定の距離を保つ（近距離で話をしない）工夫をする。
 - ④接触時の感染を防ぐためのマスクの着用と小まめな消毒・手洗い（手指消毒＜特に指先＞）の実施。
- ・現在、感染力の強いデルタ株の感染が広まっているが、基本的な感染予防対策は変わらないことから、より一層の徹底が重要となる。

1 議案説明会について（市主催：開催予定日 8 月 25 日）

- ・市側に開催を見合わせるよう要請する。また、今後、開催の必要性を検討する。
- ・提出議案は、データ及び紙の配付とし、説明のりと等はあわせて提供を受ける。

2 会期について（6 月 25 日議運で確認、8 月 27 日会期議運で確認予定）

- ・これまで会期短縮はせず、1 日あたりの開催時間の短縮に努めてきており、これを継続する。

3 出席者数について

(令和 2 年 6 月定例会から実施済、令和 3 年 2 月定例会から委員会の出席者を縮小)

- ・本会議は原則として開会及び採決時を除き、出席議員を概ね 2 分の 1 程度とする。
- ・本会議の市側の出席者は市長、両副市長、総務部長、企画政策部長、財務部長及び発言予定者とする。

- ・委員会は、レイアウト変更により傍聴議員席を減らし開会及び採決時のみ全委員出席とする。(質疑は各会派2分の1以上で可とする。入退室は審査区分ごと。)
- ・委員会の市側の出席者数は、従来の約3分の1の原則25席程度とする。

4 会議時間の短縮について

- ・議案の提出説明、質疑、答弁等については極力簡潔に行う。
- ・報告議案(出資団体の経営状況報告)及び主要な施策の成果説明等は資料配付により説明を簡略化し、議事録に全文掲載とする。

5 一般質問について

- ・さらなる感染の拡大により、神奈川県に緊急事態宣言が発出されたことから、交渉会派は人数の2分の1以下とする。(明文化した申し合わせ等を行わない。)
- ・持ち時間(1人答弁を含め1時間)は変更しないが、可能な限り短縮に努める。
- ・聞き取りにおいては、市側が出席人数を絞ることができるよう、各件名及び要旨における担当課等を事前に提示(通告書の下部欄外に記載)し、質問項目ごとに聞き取りを行うよう努める。また、聞き取りの時間を区切ることにより、面談が長時間に及ばないように努める。(令和3年6月定例会の一般質問と同様の対応)
- ・聞き取り後に市側との連絡等が必要な際は、電子メール等を活用した連絡を図ることにより、極力接触する場面を減らすように努める。
- ・聞き取り後から質問までに関するルール化は特に設けられていないが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から接触を減らす点とともに、一般質問を行う予定日によって、議員間の公平が保たれないことが生じないようにすることから、一般質問初日の前日までには市側との面談等を終えるように努める。

【参考】藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項抜粋(一般質問について)

その他留意事項

- ・質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。

6 決算特別委員会について

- ・費目ごとの提案説明は財務部長等が簡潔に行い、詳細説明は資料配付し議事録に全文掲載とする。(令和3年2月定例会予算等特別委員会と同様の対応)
- ・他の委員会と同様、レイアウト変更により傍聴議員席を減らし開会及び採決時のみ全委員出席とする。(質疑は各会派2分の1以上で可とする。入退室は審査区分ごと。)
- ・審査日割りを細分化し、区分ごとの市側の出席者数を委員会の上限以内に抑制する。(令和3年2月定例会予算等特別委員会と同様の対応)
- ・できる限り最小かつ簡潔な質疑を行うこととし、数値など資料で参照できる内容については、事前の確認とすることに努める。

- ・ 討論発言時間（会派所属議員 1 人 5 分 + 5 分）については従来どおりとするが、各会派で短縮に努める。（令和 3 年 2 月定例会予算等特別委員会と同様の対応）
- ・ 市側に対しては、円滑な委員会運営に資するよう改めて要請する。

7 傍聴について（令和 2 年 5 月の緊急事態宣言解除後は自粛要請を解除し運用を変更）

- ・ 本会議場傍聴席はソーシャルディスタンスの確保等の対策を行い定員を変更する。（定員 63 席 → 23 席 約 1 / 3 程度）親子傍聴席、報道席を除く。
- ・ 常任・特別委員会は意見陳述者等を除き本会議場傍聴席で中継の視聴を案内する。
- ・ ネット中継のない会議（本会議前の議運等）は 5 人以下程度の傍聴を可とする。
- ・ 引き続き、市議会ホームページで中継・録画配信を視聴するよう呼びかける。

8 飛沫飛散防止用シールドの設置について

- ・ 本会議場の議長席、演壇、質問席及び委員会室の委員長席の 4 か所に飛沫飛散防止用のシールドを設置する。

9 その他

- ・ 感染力の強いデルタ株の感染が拡大していることから、これまで実施してきた換気（概ね、1 時間程度を目安に休憩）・消毒等の感染防止対策について、より一層の徹底を図る。
- ・ 現状の議会の感染防止対策について保健所の助言を受ける。
- ・ その他必要に応じて追加的な対策等を講じる。

決算特別委員会について

(令和元年6月3日の議会運営委員会において協議し、申し合わせた事項)

全ての会計の決算は、定数12人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、決算特別委員会委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下の取り扱い及び2人以下の会派の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

| | 議員数 | 3分の1 | 委員数 | 備考 |
|---------------|-----|------|-----|----|
| 民主・無所属クラブ | 10 | 3.33 | 人 | |
| 市民クラブ藤沢 | 9 | 3.00 | 3人 | |
| ふじさわ湘風会 | 7 | 2.33 | 人 | |
| 藤沢市公明党 | 5 | 1.67 | 人 | |
| 日本共産党藤沢市議会議員団 | 4 | 1.33 | 人 | |
| アクティブ藤沢 | 1 | 0.33 | 人 | |
| 合計 | 36 | | 人 | |

※ 各会派の委員氏名は9月17日(金)午後5時までに事務局へ連絡してください。

(参 考)

歴代正副委員長

| 決算特別委員会 | | | 予算等特別委員会 | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 年 | 正 | 副 | 年 | 正 | 副 |
| H13 | 諏訪間 春 雄 | 伊 藤 喜 文 | H13 | 国 松 誠 | 古 橋 宏 造 |
| H14 | 広 田 忠 男 | 大 塚 洋 子 | H14 | 海老根 靖 典 | 伊 藤 喜 文 |
| H15 | 河 野 顕 子 | 保 谷 秀 樹 | H15 | 瀬 川 進 | 水 島 正 夫 |
| H16 | 山 口 幸 雄 | 渡 辺 光 雄 | H16 | 矢 島 豊 海 | 高 橋 八 一 |
| H17 | 渡 辺 光 雄 | 三 野 由美子 | H17 | 諏訪間 春 雄 | 増 井 秀 夫 |
| H18 | 橋 本 美知子 | 有 賀 正 義 | H18 | 石 井 博 | 佐 賀 和 樹 |
| H19 | 松 長 泰 幸 | 松 下 賢一郎 | H19 | 石 井 博 | 山 口 幸 雄 |
| H20 | 栗 原 義 夫 | 塚 本 昌 紀 | H20 | 山 口 幸 雄 | 橋 本 美知子 |
| H21 | 渡 辺 光 雄 | 熊 倉 旨 宏 | H21 | 伊 藤 喜 文 | 山 口 幸 雄 |
| H22 | 大 野 美 紀 | 原 輝 雄 | H22 | 諏訪間 春 雄 | 松 下 賢一郎 |
| H23 | 山 口 幸 雄 | 竹 村 雅 夫 | H23 | 熊 倉 旨 宏 | 大 野 美 紀 |
| H24 | 高 橋 八 一 | 大 野 美 紀 | H24 | 竹 村 雅 夫 | 塚 本 昌 紀 |
| H25 | 松 下 賢一郎 | 宮 戸 光 | H25 | 高 橋 八 一 | 増 井 秀 夫 |
| H26 | 松 下 賢一郎 | 脇 礼 子 | H26 | 塚 本 昌 紀 | 宮 戸 光 |
| H27 | 加 藤 一 | 大 矢 徹 | H27 | 宮 戸 光 | 大 野 美 紀 |
| H28 | 脇 礼 子 | 原 田 伴 子 | H28 | 加 藤 一 | 東 木 久 代 |
| H29 | 吉 田 淳 基 | 大 矢 徹 | H29 | 井 上 裕 介 | 武 藤 正 人 |
| H30 | 友 田 宗 也 | 平 川 和 美 | H30 | 佐 賀 和 樹 | 永 井 讓 |
| R 1 | 桜 井 直 人 | 清 水 竜太郎 | H31 | 佐 藤 春 雄 | 武 藤 正 人 |
| R 2 | 清 水 竜太郎 | 西 智 | R 2 | 大 矢 徹 | 北 橋 節 男 |
| R 3 | | | R 3 | 友 田 宗 也 | 山 口 政 哉 |

常任委員会の報告案件（予定）

令和3年9月定例会

| 委員会 | 報 告 件 名 |
|------------|---|
| 建 設 経 済 | |
| 厚 生 環 境 | ①指定収集袋の見直しについて（バイオマスプラスチックを使用した指定収集袋の導入等） |
| 子ども 文 教 | ①生涯学習ふじさわプランの改定について（中間報告） ②村岡公民館等再整備事業の進捗状況について ③藤沢市スポーツ推進計画の改定について（中間報告） ④藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）について ⑤中学校夜間学級に係る広域的な仕組みへの参画について |
| 総 務 | ①令和2年度藤沢市内部統制に関する取組結果報告書及びリスク発生時記録票作成以外の事務執行上のリスクについて ②（仮称）藤沢市SDGs共創指針の策定及びふじさわ「まち・ひと・しごと」ビジョンの改定について |

全議 K 第 8 号
令和 3 年 7 月 1 6 日

市区議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄
(横浜市会議長)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書の提出について (依頼)

平素より本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 4 年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など新たな財政需要にも対応していく必要があります。

このため、5 月 2 6 日の第 9 7 回定期総会 (書面開催) において、令和 4 年度一般税源総額の確保や、固定資産税 (土地) に係る特別措置の期限を延長しないことなどを主な要望事項とする「ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議」をご決定いただきました。また、7 月 7 日開催の第 1 5 5 回地方財政委員会でも、固定資産税 (償却資産) や自動車税等の特例措置の更なる延長をしないことなどを重点要望事項として議決いただきました。

現在、本会においては、これら決議等を踏まえ、令和 4 年度予算概算要求及び税制改正に向け、正副会長や各委員会で国に対する要望活動を展開し、また、市区議会におかれましてもそれぞれ要望活動をいただいております。

これまでの活動によりますと、今後、関係省庁・業界から固定資産税 (土地) の特別措置の延長を求めるなど本会の要望に沿わない動きが生じることも否定できないところであります。

つきましては、各市区議会におかれては、こうした状況をご理解いただき、9 月定例会において、別添意見書 (案) を参考に「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」を議決の上、国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書 (案) に掲げている要望事項は、いずれも先の定期総会や地方財政委員会でご了承をいただいた事項であります。

連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL 03-3262-5235

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

| | | | |
|----------|----|----|---|
| 衆議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 参議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 総務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 財務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 経済産業大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |
| 経済再生担当大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 殿 |

藤沢市議会の議員定数等の経過

資料 10番

| 回数 | 改選年月 | 人口(10/1現在) | 法定定数 | 条例定数 | 備 考 |
|------|---------|-------------------------|-------|------|--|
| 第1回 | S15. 11 | | | 30 | |
| 増員選挙 | S16. 8 | | | 32 | 村岡村合併により2名増員 |
| 増員選挙 | S17. 6 | | | 36 | 六会村合併により4名増員 |
| 第2回 | S22. 4 | 78,759 | 36 | 36 | 地方自治法の施行(昭和22年4月) |
| 第3回 | S26. 4 | 86,407 | 36 | 36 | |
| 第4回 | S30. 4 | 109,101 | 36 | 36 | |
| 第5回 | S34. 4 | 120,048 | 36 | 36 | |
| 第6回 | S38. 4 | 145,952 | 36 | 36 | |
| 第7回 | S42. 4 | 199,161 | 40 | 40 | |
| 第8回 | S46. 4 | 238,391 | 44 | 44 | |
| 第9回 | S50. 4 | 265,975 | 44 | 44 | |
| 第10回 | S54. 4 | 293,395 | 44 | 44 | |
| 第11回 | S58. 4 | 317,500 | 48 | 44 | 藤沢市議会議員の定数を減少する条例を制定(昭和57年6月制定) |
| 第12回 | S62. 4 | 337,084 | 48 | 44 | |
| 第13回 | H 3. 4 | 354,679 | 48 | 44 | |
| 第14回 | H 7. 4 | 368,651 | 48 | 40 | 藤沢市議会議員の定数を減少する条例を一部改正(平成6年12月改正) |
| 第15回 | H11. 4 | 377,753 | 48 | 40 | |
| 第16回 | H15. 4 | 390,968 | 46人以内 | 38 | 地方自治法の改正(平成15年1月1日) 藤沢市議会議員定数条例を制定(平成14年3月制定) |
| 第17回 | H19. 4 | 402,096 | 46人以内 | 36 | 藤沢市議会議員定数条例を改正(平成18年12月改正) |
| 第18回 | H23. 4 | 413,826 | 46人以内 | 36 | |
| 第19回 | H27. 4 | 424,103 | | 36 | 地方自治法の改正(平成23年8月1日) ※法定上限の撤廃 |
| 第20回 | H31. 4 | 434,568 | | 36 | |
| 第21回 | R 5. 4 | 439,493 (令和3年5月1日現在) | | 36 | |

※人口は改選年の10月1日現在。

◇藤沢市議会議員定数条例の制定等について

| 可決日 | 公布日 | 備 考 |
|-----------|----------|----------------------|
| H14.2.26 | H14.3.8 | 藤沢市議会議員定数条例の制定について |
| H18.11.30 | H18.12.5 | 藤沢市議会議員定数条例の一部改正について |

藤沢市議会定数協議経緯

資料 11番

| 藤沢市議会議員選挙執行日 | | 条例定数 | 法定数 | 経緯 |
|--------------|----------------|------|-----|---|
| 第11回 | 昭和58年4月24日 | 44人 | 48人 | ・昭和57年6月定例会において、議員定数を44人とする条例案が議員提案され、全会一致で可決。 |
| 第12回 | 昭和62年4月26日 | 44人 | 48人 | ・昭和60年12月議会運営委員会において、協議したが現状維持。 ・昭和61年9月～11月市民より議員定数に関する陳情書が多数提出。 ・昭和61年12月定数40人とする議員提案、会期切れのため廃案。 |
| 第13回 | 平成3年4月21日 | 44人 | 48人 | ・平成2年2月議会運営委員会において、協議したが現状維持。 |
| 第14回 | 平成7年4月23日 | 40人 | 48人 | ・平成6年2月議会運営委員会において、協議したが現状維持。 ・平成6年12月陳情趣旨了承、議員から条例改正案（40人）提出され可決。 |
| 第15回 | 平成11年4月25日 | 40人 | 48人 | ・平成10年6月議会運営委員会で協議したが、平成10年12月陳情が多数提出され、現状維持とする陳情が趣旨了承。 |
| 第16回 | 平成15年4月27日 | 38人 | 46人 | ・平成13年3月21日、議長諮問により、議会運営委員会で協議を重ねたが一致を見ず、定数40人と定数38人の条例案がそれぞれ議員提案され採決の結果、平成14年2月議会で38人に決定。 ・これに伴い、昭和57年に制定された議員の定数を減少する条例は廃止された。 |
| 第17回 | 平成19年4月22日 | 36人 | 46人 | ・平成18年6月定例会の議会運営委員会において協議したが、継続協議となった。 ・平成18年9月定数36人（2人削減）とする陳情が趣旨了承となり、平成18年12月議員提案により条例改正案（36人）が提出され、可決。 |
| 第18回 | 平成23年4月24日 | 36人 | 46人 | ・平成22年2月定例会及び6月定例会の議会運営委員会において協議したが一致を見ず、現状維持 ・平成22年11月議員定数削減についての陳情が2件提出され、平成22年12月定例会において趣旨不承。 |
| 第19回 | 平成27年4月26日 | 36人 | | ・平成23年6月定例会最終日に、議員定数を32人とする条例案が議員提案されたが、否決。 ・議長諮問により、平成25年6月定例会以降、議会運営委員会で協議を重ねたが、減員・現状維持等の意見が出て一致を見ず、平成26年2月定例会において現状維持とした。 ・平成26年5月議員定数削減についての陳情が提出され、平成26年6月定例会において趣旨不承。 |
| 第20回 | 平成31年4月21日 | 36人 | | ・議長諮問により、平成29年6月定例会以降、議会運営委員会で協議を重ね、平成29年12月定例会において現状維持とすることで一致した。 |
| 第21回 | 令和5年4月 執行予定 | | | |

一般質問への対応に関する調査及び長期間にわたる一者随意契約の再点検の結果について

令和3年6月藤沢市議会定例会での井上裕介議員からの一般質問における指摘に関し、次のとおり調査及び再点検を実施しました。その結果について報告いたします。

1 一般質問への対応に関する調査について

(1) 令和3年6月藤沢市議会定例会の一般質問への対応に関する調査

「議会で質問を予定していた内容を、質問前に随意契約の相手に漏洩した。」「質問をする前から団体と話が決まってしまう。」との指摘に関し調査を行いました。

| | |
|--------------|---|
| 調査事項 | ①質問される事実及び質問の内容を外部に伝達したのか ②答弁の内容に随意契約の相手方の影響があったのか |
| 調査方法 | 関係職員及び利害団体関係者への聞き取り並びに関係職員が作成した記録、送信したメール、答弁の検討経過等の資料の検証による。 |
| 調査結果 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・調査事項①に関しては、利害団体関係者に対し、質問される事実及び質問の内容の外部への伝達は確認されなかったが、予定している答弁の内容に当たる「今すぐ入札に移ることはない」旨、「執行能力のある組織が入札登録された場合には入札に移行する」旨が伝達されたことが確認された。 ・利害団体関係者は、当該伝達された内容と合わせて、市議会のホームページで公開されていた一般質問の要旨により、令和3年6月定例会の一般質問において公共嘱託登記土地家屋調査士業務に関する質問がされるとの認識に至った。 ・答弁に当たる内容の伝達という行為が利害団体関係者の認識の形成の一因となったことは否定できない。 ・調査事項②に関しては、答弁内容に外部からの影響は確認されなかった。 |

(2) 一般質問・代表質問についての関係団体等に関する調査について

「質問の内容を利害団体に漏洩していた。」「他にも事案があったのではないか。」との指摘に関し調査を行いました。

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 令和元年6月定例会から令和3年6月定例会までの一般質問及び代表質問（延べ1,098本） |
| 調査事項 | ①利害団体への関係の有無 ②答弁作成にあたっての利害団体との接触の有無 ③接触の目的 ④通告を受けている事実の有無 ⑤利害団体への配慮の有無 |
| 調査方法 | 答弁書の作成に関わった職員（異動した者を含む。）への聞き取り等による。 |

| | |
|--------------|---|
| 調査結果 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・利害団体に関係するものが111本あった。 ・利害団体への接触が確認されたものが15本あり、うち5本は利害団体に対し通告を受けている事実を伝達していた。 ・答弁において利害団体への配慮があったものは、確認されなかった。 |
|--------------|---|

2 長期間にわたる一者随意契約の再点検について

長期間にわたり同一の事業者・団体と一者随意契約を締結している案件について再点検を行いました。

| | |
|---------------|--|
| 再点検対象 | 令和2年度中に締結した業務委託契約のうち、少なくとも平成28年度から同一事業者・団体と一者随意契約を継続して締結しているもの |
| 再点検事項 | <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治法施行令及び随意契約ガイドラインに則った随意契約となっているか ②委託先との関係が適切なものか |
| 再点検方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・再点検事項①については、各課等における点検結果についての契約課等による点検による。 ・再点検事項②については、再点検対象から抽出した10件についての担当課に対するヒアリングによる。 |
| 再点検結果 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・再点検事項①の対象となる案件は合計で524件あり、そのうち入札に移行するなど検討していくものが10件、その他として、再点検の時点で入札に移行しているものが4件あった。 ・再点検事項②については、問題は見受けられなかった。 |

3 今後の対応

今後同様な事態の発生を防ぐため、通告をされた質問に対する答弁作成にあたっての外部との接触に関し、ルール化してまいります。

ルール案

- ①質問に係る内容が市との契約関係にある事業者や事業者で組織する業界団体である場合には、質問の通告を受けていることを伝達せずに、必要な調整や状況確認を行うこと。
- ②質問に係る内容が本市行政との関係性を特に有する団体である場合には、質問の通告を受けていることを伝達する必要がある場合のみ伝達したうえで、必要な調整や状況確認を行うこと。

等

また、長期間にわたる一者随意契約の再点検の結果、入札に移行するなど検討していくものとした10件について、検討を進めてまいります。

以上

事務担当
 総務部行政総務課
 総務部行革内部統制推進室
 財務部契約課